

議案第123号

## 静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部改正について

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例

静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例（平成15年静岡市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表1 占用料（2） 占用期間が1月未満の場合の表中「26円25銭」を「27円50銭」に、「13円99銭」を「14円66銭」に、「60円37銭」を「63円25銭」に、「13円12銭」を「13円75銭」に、「34円12銭」を「35円75銭」に、「73円50銭」を「77円」に、「131円25銭」を「137円50銭」に、「7円87銭」を「8円25銭」に改め、別表2 土石採取料の表中「200円」を「220円」に、「220円」を「242円」に、「2,400円」を「2,640円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市海岸保全区域内占用料及び土石採取料徴収条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。